

特別養護老人ホームしあわせの家 利用料金早見表(R4年7月1日より適用)～1割負担

保険料段階	要介護度	居室の種類	利用者の負担計(1日)	介護費用	居住費	食費	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)	精神科診療指導加算	栄養マネジメント加算	個別機能訓練加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	合計額(1か月) * 処遇改善・特定処遇改善・ベースアップは含んでいない
第1段階	3	多床室	1,101	712	0	300	36	4	8	13	12	5	11	20	50	34,201
		個室	1,421	712	320	300	36	4	8	13	12	5	11	20	50	44,121
第2段階		多床室	1,561	712	370	390	36	4	8	13	12	5	11	20	50	48,461
		個室	1,611	712	420	390	36	4	8	13	12	5	11	20	50	50,011
第3段階(1)		多床室	1,821	712	370	650	36	4	8	13	12	5	11	20	50	56,521
		個室	2,271	712	820	650	36	4	8	13	12	5	11	20	50	70,471
第3段階(2)		多床室	2,531	712	370	1,360	36	4	8	13	12	5	11	20	50	78,531
		個室	2,981	712	820	1,360	36	4	8	13	12	5	11	20	50	92,481
第4段階	多床室	3,251	712	900	1,550	36	4	8	13	12	5	11	20	50	100,851	
	個室	3,651	712	1,300	1,550	36	4	8	13	12	5	11	20	50	113,251	
第1段階	4	多床室	1,169	780	0	300	36	4	8	13	12	5	11	20	50	36,309
		個室	1,489	780	320	300	36	4	8	13	12	5	11	20	50	46,229
第2段階		多床室	1,629	780	370	390	36	4	8	13	12	5	11	20	50	50,569
		個室	1,679	780	420	390	36	4	8	13	12	5	11	20	50	52,119
第3段階(1)		多床室	1,889	780	370	650	36	4	8	13	12	5	11	20	50	58,629
		個室	2,339	780	820	650	36	4	8	13	12	5	11	20	50	72,579
第3段階(2)		多床室	2,599	780	370	1,360	36	4	8	13	12	5	11	20	50	80,639
		個室	3,049	780	820	1,360	36	4	8	13	12	5	11	20	50	94,589
第4段階	多床室	3,319	780	900	1,550	36	4	8	13	12	5	11	20	50	102,959	
	個室	3,719	780	1,300	1,550	36	4	8	13	12	5	11	20	50	115,359	
第1段階	5	多床室	1,236	847	0	300	36	4	8	13	12	5	11	20	50	38,386
		個室	1,556	847	320	300	36	4	8	13	12	5	11	20	50	48,306
第2段階		多床室	1,696	847	370	390	36	4	8	13	12	5	11	20	50	52,646
		個室	1,746	847	420	390	36	4	8	13	12	5	11	20	50	54,196
第3段階(1)		多床室	1,956	847	370	650	36	4	8	13	12	5	11	20	50	60,706
		個室	2,406	847	820	650	36	4	8	13	12	5	11	20	50	74,656
第3段階(2)		多床室	2,666	847	370	1,360	36	4	8	13	12	5	11	20	50	82,716
		個室	3,116	847	820	1,360	36	4	8	13	12	5	11	20	50	96,666
第4段階	多床室	3,386	847	900	1,550	36	4	8	13	12	5	11	20	50	105,036	
	個室	3,786	847	1,300	1,550	36	4	8	13	12	5	11	20	50	117,436	

※該当者のみ必要となる加算については表記していませんので問い合わせください。
 ※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、総報酬(一か月)に対して定められた掛け率(8.3%)によって算定された額となります。
 ※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)については、総報酬(一か月)に対して定められた掛け率(2.7%)によって算定された額となります。
 ※ベースアップ等支援加算については、総報酬(一か月)に対して定められた掛け率(1.6%)によって算定された額となります。
 ※個別機能訓練加算(Ⅱ)については月単位ですので計上していません。
 ※褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)については月単位ですので計上していません。
 ※科学的介護推進体制加算については月単位ですので計上していません。

※利用者負担段階について

- 第1段階 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者
- 第2段階 本人及び世帯全員が市民税非課税で、『合計所得金額』+『課税年金収入額』+『非課税年金収入額』の合計が80万円以下
- 第3段階(1) 本人及び世帯全員が市民税非課税で、『合計所得金額』+『課税年金収入額』+『非課税年金収入額』の合計が80万円超120万円以下
- 第3段階(2) 本人及び世帯全員が市民税非課税で、第1段階及び、第2段階、第3段階(1)以外
- 第4段階 上記以外(標準的な額)